

とよかわボランティア・市民活動センター登録団体の施設利用方法

とよかわボランティア・市民活動センターに登録をした団体は、社会貢献的な活動をしている団体として認知されます。それによって、各施設を下記の方法で利用することができます。

各施設とも、多くの市民が利用する施設ですので、利用にあたっては、団体の主たる活動目的に沿った利用をお願いします。

1 利用方法

施設使用料の減免を受けるために従来必要だった、市の後援名義使用等の事業支援承認は必要ありません。（ただし、講演会や展覧会の開催等で後援等の名義使用を希望する場合は、従来どおり「事業支援申請書」の提出が必要です。また、団体の主たる活動目的と異なった利用の場合には、減免にならない場合があります。）

各施設で用意する「利用許可申請書」と「使用料減免申請書」を施設に提出してください。なお、申請者・利用責任者欄には、各団体名と代表者名を記入してください。また、減免を受けようとする理由は〇〇〇〇使用料減免取扱要綱で定める別表「とよかわボランティア・市民活動センター登録団体」に該当することを表記してください。

2 該当する公共施設と申請期間等

使用料の減免を受けることのできる施設と、利用許可申請の期間は裏面のとおりであります。なお、申請期間については、市長がやむをえない事由があると認めるときは、この限りではありません。詳しくは、裏面の「とよかわボランティア・市民活動センター登録団体減免施設等一覧表」をご覧ください

3 その他

- (1) 各施設の休館日や利用時間、使用料等、詳しいことについては、利用希望施設へ直接お問合せください。
- (2) 施設を利用するにあたっては、利用規則・マナーを守るとともに、施設管理者の指示に従ってください。また、利用後は、机などを移動した場合は原状に戻し、ゴミは持ち帰るなど、ご協力をお願いします。「利用申請書」を施設に提出することで、利用することができます。

■不明な点につきましては、下記までお問合せください。

豊川市市民部 市民協働国際課 市民協働係 〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 電話 0533-89-2165 FAX0533-89-2125 E-mail : kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp

とよかわボランティア・市民活動センター登録団体減免等施設一覧表

減免割合	施設名	電話	申込み可能日
5割	豊川地域文化広場	85-3775	・展示施設 →利用日の属する月の初日の1年前から利用日の3日前まで ・展示施設以外の許可施設 →利用日の属する月の初日の6か月前から利用日の3日前まで (ただし、展示施設と併せて利用する場合は展示施設の期間と同じ)
5割	豊川市文化会館	84-8411	・ホール →利用日の属する月の初日の1年前から利用日の30日前まで ・ホール以外の施設 →利用日の属する月の初日の6か月前から利用日の3日前まで (ただし、ホールと併せて利用する場合はホールの期間と同じ)
5割	音羽文化ホール (ウィンディアホール)	88-8010	・ホール →利用日の1年前から30日前まで ・ホール以外の施設 →利用日の3か月前から利用日の3日前まで (ただし、ホールと併せて利用する場合はホールの期間と同じ)
5割	御津文化会館 (ハートフルホール)	76-3720	・ホール →利用日の1年前から30日前まで ・ホール以外の施設 →利用日の3か月前から利用日の3日前まで (ただし、ホールと併せて利用する場合はホールの期間と同じ)
5割	小坂井文化会館 (フロイデンホール)	78-3000	・ホール →利用日の1年前から30日前まで ・ホール以外の施設 →利用日の3か月前から利用日の3日前まで (ただし、ホールと併せて利用する場合はホールの期間と同じ)
5割	豊川市勤労福祉会館	84-6515	利用日の属する月の初日の6か月前から利用日の3日前まで
10割	豊川市一宮生涯学習会館	93-6030	利用日の属する月の初日の3か月前から利用日の3日前まで (舞台・集会室は利用日の30日前まで)
10割	豊川市音羽生涯学習会館	80-1357	利用日の属する月の初日の3か月前から利用日の3日前まで
10割	豊川市御津生涯学習会館	76-4714	利用日の属する月の初日の3か月前から利用日の3日前まで
10割	豊川市小坂井生涯学習会館	72-2165	利用日の属する月の初日の3か月前から利用日の3日前まで
10割	豊川市プリオ生涯学習会館	75-6667	利用日の属する月の初日の3か月前から利用日の3日前まで
5割	体育施設等	86-5175 (総合体育館)	利用日の3か月前から
5割	農業者トレーニングセンター	93-0159	利用日の3か月前から
5割	豊川市市民のスクエア	89-8891	利用日の属する月の初日の3か月前から利用日の3日前まで
10割	豊川市ふれあいセンター	88-7270	利用日の属する月の初日の3か月前から利用日の5日前まで
10割	豊川市健康福祉センター (いかまい館)	92-1377	利用日の2か月前から利用日の7日前まで
無料	とよかわボランティア・市民活動センタープリオ	89-9070	利用日の属する月の初日の3か月前から利用日当日まで
無料	豊川市社会福祉会館「ウイズ豊川」	83-5211	利用日の属する月の初日の3か月前から利用日当日まで ※機能訓練室及び技能実習室については、利用目的により異なる場合があります。